

魚津市告示第125号

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月9日

魚津市長 村椿 晃

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新しい生活様式 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和2年5月4日に政府へ提言した新しい生活様式をいう。

(2) 感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

(3) 飲食券取扱事業者 令和3年4月に魚津市が販売を開始するじゃんこいプレミアム飲食券の取扱登録事業者をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、感染症拡大による経済活動の停滞を克服し、地域経済の活性化を図るため、市内企業が実施する別表に規定する感染症拡大防止のための備品購入に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 飲食券取扱事業者であること。

(2) 魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付要綱（

令和2年魚津市告示第99号)に規定する飲食券取扱事業者支援事業及び感染症拡大防止対策事業に係る助成金の交付を受けていないこと。

(3) 規則附則第2項の規定により市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの事業を行う者に対しては、助成金を交付しない。

(1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(2) その他市長が助成金の目的に合致しないと認める事業

(指定の申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業に着手しようとする日の7日前までに、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金指定申請書(様式第1号)に経費の内訳がわかる見積書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、前条に規定する要件を満たしていると認めるときは、助成金の交付対象者として指定し、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金指定書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の指定をするときは、助成金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

4 第4条第1項第3号に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱(平成31年魚津市告示第27号)第5条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。

(指定変更等の届出等)

第6条 前条第2項の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ魚津市飲食券取扱事業者支援助成金(変更・中止・辞退)申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

(1) 事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするとき。

(2) 第4条第1項に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の申請(事業の中止又は指定の辞退に係る申請を除く。)があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、事業の内容等を変更し、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金変更指定書(様式第4号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(助成対象経費及び助成金の額等)

第7条 助成金の助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表のとおりとする。

2 助成対象経費に対して、国や県等から助成を受けた場合は、助成対象経

費から国や県等から助成を受けた当該助成対象経費の額を控除するものとする。

3 第1項の規定による助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 助成対象となる事業は、令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間に実施されるものとする。

(交付申請)

第8条 指定事業者は、助成対象経費の支払完了後30日以内に、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付申請書(様式第5号)に助成対象経費の支払を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定の通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否の決定及び額の確定を行い、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付決定兼額の確定通知書(様式第6号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する報告は、第8条に規定する交付申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正の行為により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 第4条に規定する要件を満たす見込みがなくなったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、指定事業者に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による指定の申請については、この告示の施行前に

においても、同項の規定の例により行うことができる。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和3年6月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条第1項に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第7条関係）

助成対象経費	助成率	助成 限度額
① パーテーション、アクリル板等飛沫感染防止用の仕切り ② 自動消毒液噴霧器 ③ 非接触型体温計 ④ 空気清浄機 ⑤ オゾン発生器 ⑥ 非接触型自動水栓（蛇口） ⑦ トイレ内の人感センサー付き照明器具 ⑧ 店内の換気に必要な網戸又は換気扇	4/5	50千円

備考

助成対象経費には消費税及び地方消費税を含まないものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金指定申請書

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金に係る事業の指定を受けたいので、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所名			
所在地	魚津市		
業種			
主な事業内容			
整備開始予定 年 月 日	年 月 日		
対象経費 見込額	総額 円（税抜）		
従業員数	人	国又は県からの 補助金の有無	有 ・ 無

<添付書類>

- 1 経費の内訳がわかる見積書
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金指定書

年 月 日付けで申請のあった魚津市飲食券取扱事業者支援助成金に係る事業の指定の申請について、次のとおり指定することに決定したので、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 指定内容

- (1) 事業所名
- (2) 所在地
- (3) 整備概要
- (4) 整備開始予定年月日
- (5) 対象経費見込額

2 指定に付する条件

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金（変更・中止・辞退）申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で指定を受けた事業について、次のとおり（変更・中止・辞退）したいので、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

1 （変更・中止・辞退）の理由

2 変更の内容

様式第4号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金変更指定書

年 月 日付けで届出のあった魚津市飲食券取扱事業者支援助成金に係る事業の指定内容の変更について、次のとおり指定することに決定したので、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 指定内容

- (1) 事業所名
- (2) 所在地
- (3) 整備概要
- (4) 整備開始予定年月日
- (5) 対象経費見込額

2 指定に付する条件

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付申請書

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金の交付を受けたいので、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

助成対象経費	円
助成金額	円

<添付書類>

- 1 助成対象経費の支払を証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり
決定したので、魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱第 9 条の規定に
より通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。

助成対象経費及び助成金額

助成対象経費 円

助成金額 円

交付条件

2 交付しません。

交付しない理由